

令和8年度障がい者の生涯学習プログラムの企画等業務委託 仕様書（案）

1 目的

学校卒業後の障がい者の社会参加・活躍を一層推進するため、障がい者の学びを拡充することを目的として、市町村、大学、民間団体等による障がい者の生涯学習プログラム等の企画を行い、多様な学びの場の拡充を目指す。

2 委託業務名

令和8年度障がい者の生涯学習プログラムの企画等業務

3 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

4 委託業務の内容

本業務は学校卒業後の障がい者が多様な学びの機会を創出し、拡充することをねらいとし、生涯学習プログラム等の企画を行い実践するものである。

受注者は事業目的を十分理解した上で、目的及びアウトカムを設定し、達成に向け業務を行うこと。また企画立案から実践に至るまでのスケジュールを具体的に設定すること。

(1) 障がい者を対象とした生涯学習プログラムの企画

ア 障がい当事者のニーズや意見を反映した内容を企画すること。

イ 文部科学省で過去に実施した「地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究」による研究成果等を参考にプログラムを企画してよいが、実施地域及び参加者の実情を踏まえた内容とすること。

ウ 企画に当たっては、対象を障がい者のみに限定せず、一般県民及び地域住民と交流できるプログラムを盛り込むこと。

エ プログラムの企画に際し、特に障がいの種別は問わない。

(2) (1)で企画した生涯学習プログラムの実践

ア プログラムは複数回実施するものとし、企画提案にその回数を示すこと。

イ 可能な限り多くの参加希望者が学習に参加できる環境となるよう、柔軟に対応すること。

ウ 周知を効果的に行うこと。周知方法及び媒体について計画的に実施し、参加者の獲得に努めること。

エ 必要に応じ、地域行政、教育機関、福祉団体、NPOなど多様な機関と連携しながら取り組むこと。

オ 事後アンケートを行い、事業の成果や課題を把握すること。

(3) 「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」における取組内容の発表

県内の学びの場の充実を進めるため、本事業によって得られた成果報告等を通じて、地域の行政、学校、関係団体等への普及・啓発を目的とした、コンファレンス（12月18、19日、青森市で開催）で取組を発表すること。

(4) その他

- ア 業務を実施するために必要な先進事例の視察等調査を行う場合、旅費等の経費は委託額の15%以内とすること。
- イ スケジュール及び経費管理、連絡調整、危機管理、救護体制など組織的に運営すること。
- ウ P D C Aサイクルが有効に働くよう計画すること。

5 業務報告書の提出

本業務の実施結果及び実施成果等をまとめた報告書（紙媒体及び電子データにより1部）を提出すること。

6 著作権について

成果品に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、発注者に帰属するものとする。また、正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を継承したものに対し、原則として著作権者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。

なお、成果品は、発注者が作成するホームページや各種情報提供媒体、行事イベント等に随時使用、複製できるものとする。

受注者は、成果品が第三者の著作権、その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一、第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。

7 その他

業務の遂行に当たっては、発注者と十分な連携をとることとし、本仕様書に定めのない事項については協議の上決定する。